

# ケアプランナーズひさご運営規程

## (事業の目的)

第1条 医療法人ひさごが開設する 居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

② 名称 ケアプランナーズ ひさご

② 所在地 名古屋市中村区畑江通 8 丁目 15 番地 1 スプレンドール畑江 202 号室

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

②介護支援専門員 4名（常勤兼務職員1名、管理者と兼務）

（常勤専従職員3名）

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月、火、水、木、金、土。ただし、祝祭日、8月13日から8月15日、12月29日から1月3日までを除く。

② 営業時間 午前9時00分から17時00分までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
- ② 使用する課題分析票の種類 居宅ガイドライン
- ③ サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- ⑤ モニタリングの結果記録 1か月に1回

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道おおむね 1キロメートル未満 500 円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道おおむね 1キロメートル以上 1000 円

3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、中村区、中川区、西区、大治町とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を減に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むもの

とする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人ひさごと事務所の管理との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規定は、平成26年10月16日から施行する。
- この規定は、平成26年12月16日から施行する。
- この規定は、平成28年4月1日から施行する。
- この規定は、平成29年1月16日から施行する。
- この規定は、平成29年2月1日から施行する。
- この規定は、平成29年12月16日から施行する。
- この規定は、平成30年7月16日から施行する。
- この規定は、平成30年8月1日から施行する。
- この規定は、平成30年9月1日から施行する。
- この規定は、平成31年1月1日から施行する。
- この規定は、平成31年4月19日から施行する。
- この規定は、令和元年6月16日から施行する。
- この規定は、令和元年8月1日から施行する。
- この規定は、令和2年11月16日から施行する。
- この規定は、令和2年12月16日から施行する。
- この規定は、令和3年11月16日から施行する。
- この規定は、令和4年3月1日から施行する。
- この規定は、令和4年4月16日から施行する。
- この規定は、令和6年4月1日から施行する。
- この規定は、令和6年8月17日から施行する。